

令和 6 年度

第 10 回 高森町農業委員会 議事録

令和 7 年 1 月 22 日 (水)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|---------|--------------------------|----------|----------|
| 1 竹内 節男 | 2 城子 唯久 | 3 松島 浩子 | 4 青山一高志 |
| 5 中塚 俊文 | 6 寺澤 悟 | 7 丸山 宏充 | 8 木下 洋子 |
| 9 友谷一光 | 10 原 幸恵 | 11 北村 隆洋 | 12 樋口 貞幸 |
| 13 林 清志 | 14 今川 実章 ^(議長) | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|----------|----------|---------|
| 15 木村 直志 | 16 片桐 文雄 | 17 唐沢 弘之 | 18 宮下 俊 |
| 19 寺沢 正敏 | | | |

合計 17 名

2 欠席委員

- | | |
|---------|--------|
| 4 青山 高志 | 9 友谷 光 |
|---------|--------|

合計 2 名

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：菅沼

事務局：下原

営農支援センター

所長：上沼／専門員：松村

4 会議への附議事項

議案第 38 号) 農地法第 3 条の許可申請 1 件

議案第 39 号) 改正前の経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画 (1 月分)

5 議事内容

議 長 ただ今から令和6年度第10回高森町農業委員会総会を開催します。
よろしく申し上げます。

時に午前9時00分

議 長 改めまして、あけましておめでとうございます。
本年もよろしく願いいたします。
24期の農業委員会も3年の任期のうち、ちょうど半分にさしかかっています。
今、地域計画策定に向けたマップの作成をしています。3月には形にして皆さんに周知するという仕事もあります。作成後も耕作できない土地等が見えてきたのでそれをどうするか、という話し合いをしていく必要があると思いますのでよろしく申し上げます。
また2月に農業委員会の旅行もありますので、参加いただける方は健康に留意して参加いただければと思います。
それから、剪定作業等、高所での作業が始まっていますので、落ちて怪我をすること等ないように、ご注意いただければと思います。

では次第に沿いまして総会を進めます。

本日は4番委員、9番委員が欠席となっています。

本日の議事録署名人は、16番と17番、よろしく願いいたします。

それでは議案38号の農地法第3条の許可申請について、議案番号1番について、8番申し上げます。

8 番 譲渡人は松川町のFさん、譲受人は阿智村のMさんです。面積は127㎡、地番は吉田【地番-3】です。場所は資料38-1をご覧ください。申請地は上県道の新川橋から100mほど北に進んだ県道沿いになります。申請理由は、Mさんが19年間お勤めしていたところを退職し、不動産業を始められましたが、お勤め時代に担当していたお客様から、高齢で後継者おらず管理できないことを理由に土地を手放したいと相談を受けました。宅地部分だけを買受けることができましたが、将来的に売り主であるお客様に迷惑をかけてしまうことを心配して農地も購入することにしました。現地見学の際、ミョウガが生育されていたことから、自宅で育てているミョウガを高森町でも育てることを思いつき、本件に至りました。牛牧には姉が嫁いできており、自社物件を高森町、松川町に所有していることから、管理も可能であると判断いたしました。譲受人の農業経営の情報も農地法第3条の規定を満たしていることを確認しました。ミョウガなので、他に迷惑をかけることもなく影響はありません。坪単価2,598円、総額100,000円です。ご審議、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただ今のご説明に対して確認事項、質問事項等ありますでしょうか。
(挙手なし)
よろしいでしょうか。
それでは議案第 38 号議案番号 1 について可否を採りたいと思います。
可とされる方、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
ありがとうございました。全会一致でとします。

続きまして議案第 39 号改正前の経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積計画について、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 39 号につきましてご確認をお願いします。
1 月受け付けたもののうち、議案番号 5 番以降は再設定となります。議案番号 3 番は飯田市座光寺の T さんですが、高森町で初めて権利設定を受けるということで、飯田市農業委員会に T さんの農業経営については確認し、面積も広く耕作されており、適格性のある方ということで返答をいただいています。その点を踏まえてご審議いただければと思います。利用権については以上です。

議長 ありがとうございます。
何か確認事項等ありますでしょうか。
(挙手なし)
よろしいでしょうか。
それでは議案第 39 号改正前の経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積計画について可否を採りたいと思います。
可とされる方、挙手をお願いします。
(全員挙手)
ありがとうございました。全会一致で可とします。

以上で審議事項を終了します。
ありがとうございました。

時に午前 9 時 7 分

高森町農業委員会会長

今川 実章

議事録署名委員

高森町農業委員 16 番 片桐 文雄

議事録署名委員

高森町農業委員 17 番 唐沢 弘之